

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [採用内定](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

### 採用内定

#### 4 採用内定

**Q** 私どもの会社では、新規採用として6名の大学生に対して採用内定を出しましたが、経営環境が急速に悪化したため、一定の補償をしたうえで内定を辞退して貰いたいと考えていますが、法的に問題がありますか。

- P O I N T**
- 採用内定の法的性格は、始期付解約権留保付労働契約です。
  - 採用内定取消しは、客観的に合理的で社会通念上相当な場合に限られ、新規学卒者の採用内定取消しは届け出なければなりません。
  - 採用内定者からの入社辞退は、採用内定取消しに該当することがあります。

**A** 1. 採用内定の法的性格  
わが国では、新規学卒者を正規従業員として採用するにあたり、採用内定を行うことが一般的です。採用内定がどのような法的意味を有するかについて、判例は、始期付解約権留保付労働契約が成立したと解しています（大日本印刷事件／最高裁第2小法廷判決・昭54-7-20、電電公社近畿電通局事件／最高裁第2法廷判決・昭55-5-30）。

2. 採用内定の取消し  
採用内定の法的性格について前記のようにとらえる判例の立場は、採用内定の取消し事由について、「解約権留保の趣旨、目的に照らして、客観的に合理的な理由が存在し社会通念上相当として是認することができる場合のみ許される」と厳しい判断基準を示しています。例えば、採用内定の取消し事由として認められる場合は、採用内定当時知ることができず、また知ることが期待できないような事実であって、従業員として重大な不適格性が判明したこと等であるとされています。

したがってご相談のように経営環境の悪化といっても、人員整理を考えなければならないような深刻な状況でのみ採用内定取消しが認められるものと考えられます。

2008年末以来、採用内定取消しが増加したことから、職業安定法規則が改正され、新規学卒者の採用内定を取消す場合には、内定者数および取消し数、内定取消しを実施しなければならない理由、内定取消しの回避のため検討された事項、内定取消し対象者への説明状況および支援内容を記載する様式（様式19）に従って、ハローワークおよび学校長への届け出が義務づけられました（職業安定法施行規則35条2項2号）。また、採用内定取消しを行った企業について、厚生労働大臣が定める場合に該当する（2年以上連続して行われたもの・同一年度内に10名以上行われたもの・各種指標から事業活動の縮小を余儀なくされているとは認められないもの等）場合には、厚生労働大臣はその企業名を公表することが定められました（職業安定法施行規則17条の4第1項、平21厚労告5号）。

#### 3. 自発的な内定辞退

ご相談の場合のように、内定者に自発的に辞退を促し、内定者自身の意思表示により入社辞退した場合は、合意退職に類似したものと考えられ、以上のような採用内定取消しには該当しないものと一応考えられます。しかし、内定者に対して執拗に入社辞退を迫ったり、内定者が同意しがたい労働条件の変更を提示された結果やむを得ず内定を辞退したような場合には、辞退が任意に行われたものといえず、採用内定取消しに該当することもあるので注意が必要です。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

### お申し込みはこちらです。

>>> [一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.